

阿賀野市告示第159号

阿賀野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年10月25日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する要綱

第1条 阿賀野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成26年阿賀野市告示第192号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第3号様式中「㊟」を削る。

第2条 阿賀野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を削る。

第1号様式中「(戸籍の表示が記載されたものに限る。)」を削る。

附 則

この告示は、令和3年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。